

## 5 回廊の柱間寸法と「楽門」

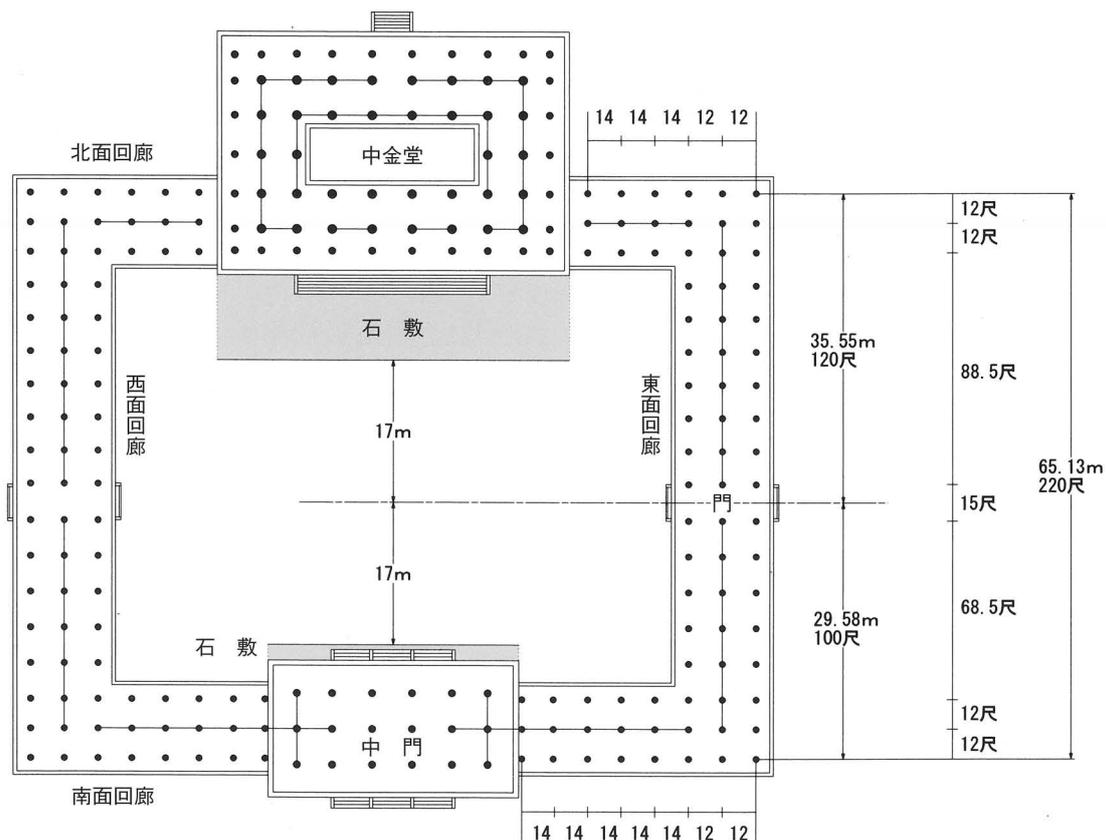
ここでは、これまでの調査成果とあわせて回廊の柱間寸法と門の位置について検討してみたい。

**柱間寸法** 南面回廊SC7416の桁行柱間寸法は約4.1m、梁行柱間寸法は約3.5mであるから、既に調査した北面回廊SC7510の柱間寸法、桁行4.16m(14尺)、梁行3.55m(12尺)と一致するとみてよいだろう。今回検出した桁行柱間は隅部を含めて7間で、『流記』にいう「南門左右各七間」とも矛盾しない。

東面回廊の柱間寸法については『概報Ⅱ』において、北隅部をのぞく東面回廊北半の桁行7間が12.7尺等間であることを明らかにした。しかし東面回廊の桁行柱間が12.7尺等間では、『流記』所引の「宝字記」にある東面回廊の全長22丈2尺と合わない。そこで『概報Ⅱ』では『興福寺建築諸図』所収の回廊平面図を参照し、南北隅部を除く東面回廊の桁行13間のうち、北から8間目に柱間14尺の小門があり、門の北側が7間×12.7尺、南側が5間×13.8尺であると推定した。

『流記』に「東西各十七間」（隅部を含む）とあるのは今回の発掘成果と一致する。東面回廊の全長は、東側柱筋北端（回廊北東隅）の礎石と、今回発掘した東側柱筋南端（回廊南東隅）の礎石との心心間で65.13mある。これを『流記』にある全長22丈2尺で除すると1尺=0.2933mとなり、大宝令小尺0.2950~0.2963mの範囲に収まらない（井上和人「平城宮造営尺長について」『奈良国立文化財研究所年報 2000-Ⅲ』、2000年）。そこで仮に1尺を0.2957m(0.2950と0.2963の中間値)として65.13mを除すると220.3尺となる。回廊の全長は『流記』の記載と異なり220尺で設計施行されたと推定すると、1尺の尺長は0.2960m [65.13m ÷ 220尺] であることになる。

つぎに今回検出した階段の中軸線と門の柱間の中心が一致すると想定して、階段の中心軸の座標と



第19図 回廊柱間寸法および門の中軸線

門北に位置する礎石の心との距離を測ると2.21mとなり、門の柱間寸法4.42m [0.2960m×15尺=4.44m] を得ることができる。回廊北東隅礎石心と門の中軸線との距離は35.55m[0.2960m×120尺=35.52m]、回廊南東隅の礎石心と門の中軸線との距離は29.58m [0.2960m×100尺=29.60m] ある。門以北の桁行柱間寸法は、北隅部桁行2間の24尺と門15尺の北半7.5尺を120尺から引くと88.5尺、これを7間で割ると12.64尺となり、門以南では南隅部の24尺と門の南半を100尺から引いた68.5尺を5間で割った13.70尺となる。「楽門」の位置 東面回廊の設計について『概報Ⅱ』では門の位置と規模を決めてから、その南北を等間割りしたと推測している。そこで今回確定した門の設計上の重要性に注目してみたい。先にみたように、東面回廊の寸法は門の中軸線を境に以北が120尺、以南が100尺になる。この数字からみても門が回廊設計の基準になっていることがわかる。この中軸線を内庭側にのぼすと、中金堂前庭部にある石敷SX7550の南辺と中門北の石敷SX7421北辺との間の距離34mを17mに等分する位置に当たる。

『興福寺供養次第』には「東西楽門〈回廊中央戸〉」とあるから、今回位置を確定した門が「楽門」であることは間違いない。「楽門」の中軸線が中金堂前と中門北側の石敷の間を2分する位置にあることから、「楽門」と両石敷はいずれかが基準となって設計された可能性がある。中金堂前の石敷南端（見切石）が文献に見える「砌」であることは既に指摘されている（『概報Ⅲ』）。『中右記』にも「中門北砌」とあり、これが中門北側の石敷の見切石を指すのか、今後検討すべき課題であろう。

さらにこの中軸線を西と東に延長すると、東金堂前の灯笼と西金堂跡前にある灯笼の中心点（東西金堂の中軸と考える）に一致する。「楽門」の位置は単に回廊設計の基準というだけでなく、中金堂院全体あるいは院周囲の建物とも関連していたことがうかがえる。

「楽門」と東西金堂との関係は中世の中金堂院を描いた絵図にもみることができる（第22図1）。



第20図 階段と東金堂（西から）